

多摩市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）について

多摩市新型インフルエンザ等対策行動計画①

本議題における委員の皆様へのお願い

- 本計画に対する委員の皆様のご意見をお伺いできればと思います。（締切：1月30日(金)まで）
- 先般の新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、委員のお立場から追加すべき事項がないか等の観点でご確認ください。
- 計画策定にあたっては、国や東京都の他、学識経験者等の意見を聞くことが義務付けられており、今回、様々な立場でご参画いただいている地域医療連携構想調整会議委員の皆様のご意見をお伺いしたいと考え、今回議題とさせていただきました。

確認の方法

- 計画素案の内容をご確認いただく他、ご自身のお立場から多摩市に求めるご意見等をお聞かせください。
※国が示すガイドラインを基本として作成しつつ、多摩市独自の項目を追加しております。国のガイドラインに該当する部分への修正意見につきましては、反映が難しい場合がございます。

計画改定の経緯・目的

■行動計画の目的

- ・ 新型インフルエンザ等の感染拡大の抑制
- ・ 市民の生命及び健康の保護
- ・ 市民生活及び市民経済に及ぼす影響の最小化

■経緯

令和6年7月 政府行動計画の抜本改定

令和7年5月 東京都行動計画の抜本改定

⇒上記に基づき、市区町村においても令和8年7月までに現行計画を改定することが求められている。

計画改定のスケジュール

令和8年 1月16日 多摩市版地域医療連携構想調整会議 素案協議

3月～4月 市民の意見聴取（パブリックコメント）

6月頃 計画改定

※並行して国や東京都等への協議も実施予定

多摩市新型インフルエンザ等対策行動計画②

現行計画の課題

新型コロナウイルス感染症のような急速に感染が拡大し、影響が増大しかつ長期化するような感染症を想定していなかったため、特に、「関係機関との情報共有及び協力体制の構築」「多摩市役所全庁的な連携体制の構築」「ワクチン接種体制の構築」「市民への情報提供」について、現行計画では十分に対応できなかった。

改定のポイント

- 政府、都の行動計画を踏まえた抜本改定
 - ・ 新型インフル以外の**幅広い感染症**に対応
 - ・ **発生段階**の見直し（準備期・初動期・対応期）
 - ・ **対策項目**の拡充（5項目→7項目）
- 新型コロナ対策の知見・経験の反映
 - ・ 医師会等**関係機関**との調整
 - ・ 有事の際の**庁内実施体制**の整備
 - ・ 南多摩保健所、保健所管内の**自治体**との連携
 - ・ 物品、会場確保等**ワクチン接種体制**の構築
 - ・ **市民**への情報共有、**リスクコミュニケーション**
 - ・ 保健師の人財育成等、**平時の取組**の充実
 - ・ **新型コロナ対応での具体例**をコラム記事で掲載

計画に定めるべき事項について

- 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- 次に掲げる措置に関する事項
 - ✓ 事業者及び住民に対する新型インフルエンザ等に関する適切な情報提供
 - ✓ 住民に対する予防接種の実施その他新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置
 - ✓ 生活環境の保全その他住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- 他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

計画改定に伴う各項目の変更点

■ 発生段階の見直し

現行	改定後
未発生期	準備期
海外発生期	
国内発生早期	初動期
都内発生早期	
都内感染期	対応期
小康期	

■ 対策項目の拡充

現行	改定後
実施体制	実施体制
情報提供・共有	情報提供・共有、 リスクコミュニケーション
感染拡大防止	まん延防止
予防接種	ワクチン
—	保健
—	物資
市民生活及び経済活動の安定の確保	市民生活及び 地域 経済活動の安定の確保

多摩市新型インフルエンザ等対策行動計画 概要①

- ・ **多摩市新型インフルエンザ等行動計画**（以下「行動計画」という。）は、政府行動計画やガイドライン、東京都行動計画等が新たに策定されたことを踏まえ、**新型インフルエンザ等対策特別措置法**（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第8条の規定に基づき、**新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものとして、平成26（2014）年10月に策定**
- ・ 今般の行動計画の改定は、令和6（2024）年7月に政府行動計画、令和7（2025）年5月に都行動計画が抜本改定となったことや、特措法をはじめとする法改正等に的確に対応するとともに、**新型コロナウイルスとの闘いで積み重ねた知見や経験を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応**できる社会を目指すものである
- ・ **本行動計画に基づき**、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施

1. 計画の基本的な考え方

- ・ 市における**新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する対策を示す**
- ・ 国、都、多摩市、医療機関、市民等の**役割を示し、新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるようにする**
- ・ **新型コロナウイルス対応で積み重ねた知見・経験を関係機関や市民等とも共有し、今後発生し得る未知なる感染症の危機に備える**

4. 各機関の役割分担

- 国**：新型インフルエンザ等対策を実施する他、地方公共団体等が実施する対策を支援し、国全体としての態勢を整備
- 都**：地域における医療提供体制の整備や確保、感染症発生時のまん延防止に関する対応を実施
- 多摩市**：住民に対するワクチン接種や自宅療養者の生活支援、高齢者や障害者等の要配慮者への支援を実施
- 医療機関**：病床確保、発熱外来、自宅療養者への医療提供、医療人材の派遣等
- 市民**：基本的な感染症対策や生活必需品等の備蓄等の感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施。

2. 計画に定める新型インフルエンザ等対策の目的

- ・ 以下2点を主たる目的として対策を実施
 - 1 **感染拡大の抑制、市民の生命及び健康の保護**
 - 2 **市民生活及び地域経済に及ぼす影響の最小化**

5. 発生段階の考え方

- ・ 状況の変化に応じた意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、**各段階において想定される状況に応じた対応方針を定める**
- ・ 発生段階は、政府行動計画と同様に、以下の3期に分けた構成とする
 - 1 **準備期**
 - 2 **初期期**
 - 3 **対応期**

3. 対策を講ずる上でのポイント

- ・ 以下8点を対策実施上の留意点とする
 - 1 人材育成等を含む**平時の備えの充実**
 - 2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた**対策の切り替え**
 - 3 **基本的人権の尊重**
 - 4 状況に応じた**特措法によらない措置の実施**
 - 5 政府・都・多摩市対策本部の**連携協力**
 - 6 **社会福祉施設等の医療提供体制等**
 - 7 **感染症危機下の災害対応**
 - 8 対策の実施に係る**記録の作成や保存**

6. 対策項目

- ・ 以下7項目を計画の主な対策項目とする
 - 1 **実施体制**
 - 2 **情報提供・共有、リスクコミュニケーション**
 - 3 **まんえん防止**
 - 4 **ワクチン**
 - 5 **保健**
 - 6 **物資**
 - 7 **市民生活及び地域経済の安定の確保**³

行動計画の主な対策項目（7項目）の概要

①実施体制

- ・医療従事者や市民・事業者の協力の下、国や都、南多摩保健所、近隣自治体等の**多様な主体が相互に連携**することにより、実効的な対策を講ずる体制を確保
- ・平時における**人材確保・育成や実践的な訓練**による対応力強化、有事には**多摩市対策本部**を中心に的確な政策判断・実行

②情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・感染症危機においては、情報の錯綜、**偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布**のおそれがあるため、科学的根拠等に基づいた**正確な情報を迅速に提供**
- ・感染症対策を効果的に行うため、**可能な限り双方向のコミュニケーション**を行い、**市民等が適切に判断・行動できるようにする**
- ・**平時から、感染症等に関する普及啓発、リスクコミュニケーション体制の整備、情報提供・共有の方法を整理**

③まんえん防止

- ・新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、**健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び地域経済への影響を最小化する**
- ・**医療ひっ迫を回避するために多摩市新型インフルエンザ等対策本部の設置を含む必要な措置を適時適切に実施**
- ・ワクチン、治療薬等の状況変化に応じて**対策の縮小・中止を機動的に実施**

④ワクチン

- ・医療機関や事業者、関係団体等とともに、**平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備する**
- ・ワクチンの供給量や医療従事者等の体制を踏まえ、**関係者間の調整を行い**、対象者への接種が速やかに進むよう取り組む
- ・接種に当たっては、事前の計画を踏まえつつ、**新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用**を行う

⑤保健

- ・有事において**地域の実情に応じた効果的な対策を実施**して、市民の生命と健康を保護
- ・平時から、業務負荷の急増に備え、**有事に優先的に取り組む業務の整理、ICTの活用等による業務効率化・省力化**を行う

⑥物資

- ・医薬品、医療機器、個人防護具等の感染症対策物資等の不足により、**医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐ**
- ・平時の備蓄や有事の需給状況の把握等により、医療機関を始めとした必要な機関に**感染症対策物資等が十分に行き渡る仕組みを形成**

⑦市民生活及び地域経済の安定の確保

- ・感染症危機時には、**市民生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があるため、平時から事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨**
- ・感染症発生時には、**影響を緩和させるために必要な対策・支援を行う必要があるため、平時から事業継続等のために必要な準備**を行う

新型インフルエンザ等に対応する市の実施体制

多摩市対策本部の設置

特措法に基づき、政府の新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われる



多摩市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年多摩市条例第31号）及び多摩市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（平成25年多摩市規則第53号）に基づき、直ちに**多摩市対策本部**を設置

多摩市対策本部の概要

- 多摩市対策本部は、**東京都対策本部と相互に緊密な連携**を図り、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。
- 対策を実行する際には、必要に応じて**医療関係者等の専門家の意見を聴取**する。
- 多摩市対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態措置に関し必要があると認めるときは、**東京都対策本部長に対して必要な要請**をする。
- 緊急事態宣言が行われない場合であっても、国内で新型インフルエンザ等の患者の発生が確認された場合等は、必要に応じて**特措法に基づかない任意の対策本部を設置**し、情報の共有をするとともに、国の基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等への対策を推進する。

多摩市対策本部の構成

